

原子力発第10084号
平成22年 6月11日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の
不備等の最終報告に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備等の最終報告に関して、平成22年6月11日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

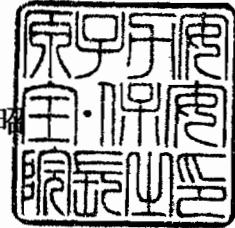
敬 具

経済産業省

平成 22・06・09 原院第 1 号
平成 22 年 6 月 11 日

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



中国電力株式会社島根原子力発電所第 1 号機及び第 2 号機の保守管理の不備等の最終報告に係る各社への確認について（指示）

原子力安全・保安院は、別添（NISA-168b-10-4、NISA-171b-10-4）のとおり、原子炉設置者に対して、確認することを求めることとしました。

つきましては、貴社におかれましても、別添に従い所要の対応をするよう指示します。

経済産業省

平成 22・06・09 原院第 1 号
平成 22 年 6 月 11 日

中国電力株式会社島根原子力発電所第 1 号機及び第 2 号機の保守
管理の不備等の最終報告に係る各社への確認について（指示）

経済産業省原子力安全・保安院
N I S A - 1 6 8 b - 1 0 - 4
N I S A - 1 7 1 b - 1 0 - 4

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成 22 年 6 月 3 日付けコ
リ第 3 号をもって中国電力株式会社より、「島根原子力発電所の保守管理並びに
定期事業者検査に係る調査報告（最終）」を受領しました。

同最終報告における根本原因分析により、下記の問題が明らかとなりました。

については、当院は、原子炉設置者において、下記と同様な問題がないかを確
認することを求めます。

なお、保安検査及び独立行政法人原子力安全基盤機構が行う定期安全管理審
査によって、保守管理等が適切に実施されているか確認します。

記

1. 規制要求事項の変更に速やかに対応してマネジメントできる仕組みが十分
でなく適切な対応ができなかったこと。
2. 不適合管理が適切に行われず、また、不適合の判断が限られた箇所
で決定されるなど、不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足
していたこと。
3. 安全文化要素のうち「報告する文化」及び「常に問いかける姿勢」が組織
として不足していたこと。